

全被保険者へ『資格確認書（黄緑色）』を交付します

現在使用している保険証（水色）または資格確認書（黄緑色）は、8月1日（金）以降使用できません。代わりとなる『資格確認書（黄緑色）』（有効期限：令和7年8月1日から令和8年7月31日）は、『マイナ保険証』（保険証利用登録がされたマイナンバーカード）の保有状況に関わらず、**令和8年7月末まで暫定的な運用として一律で全被保険者へ交付します**（お手元に届いてすぐにはご使用できません）。

資格確認書は、医療機関などを受診する際に提示することで、これまでの保険証と同様にお使いいただけます。一方で、マイナ保険証にはさまざまなメリットがありますので、マイナ保険証をお使いになれる方は、ぜひマイナ保険証をご利用ください。

▲資格確認書

資格確認書に限度区分などを記載することができます

資格確認書の①限度区分・限度区分の発効期日②長期入院該当日③特定疾病区分・特定疾病区分の発効期日の欄は、本人の希望に基づいて、申請により併記することが可能です。

なお、過去に『限度額適用・標準負担額減額認定証』や『限度額適用認定証』が交付されていた方は、①②がすでに併記されていますが、本人の希望により申請していただくことで資格確認書に併記しないことも可能です。

■限度区分

医療費が高額になったときの自己負担限度額や入院したときの食事代などの区分を示しており、前年の所得に応じて決まります。資格確認書の表記は、次の表のとおりです。

限度区分	自己負担割合	対象者
現役Ⅲ	現役並み所得者 3割	住民税の課税所得（※1）が690万円以上の被保険者と同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅱ		住民税の課税所得（※1）が380万円以上の被保険者と同一世帯にいる被保険者の方
現役Ⅰ		住民税の課税所得（※1）が145万円以上の被保険者と同一世帯にいる被保険者の方
一般Ⅱ	一定以上所得者 2割	次の（1）と（2）両方の要件に該当する方 （1）同一世帯に住民税の課税所得（※1）28万以上145万円未満の被保険者がいる （2）同一世帯内の被保険者全員の『年金収入＋年金以外の合計所得金額（※2）』の合計金額が、被保険者が1人の場合は200万円以上、2人以上の場合は320万円以上
一般Ⅰ	1割	住民税課税世帯で一般Ⅱに該当しない方
区Ⅱ		世帯全員が住民税非課税で区Ⅰに該当しない方
区Ⅰ		世帯全員が住民税非課税で以下のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円（※3） ・老齢福祉年金を受給している方

※1 『課税所得』とは、住民税納税通知書の『課税基準』の額（前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）を差し引いた後の金額）であり、確定申告書（所得税）に記載された課税される所得金額とは異なります。

※2 給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

※3 公的年金控除は80万6,700円（令和7年7月までは80万円）を適用します。給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除します。

■長期入院該当日

直近12カ月の入院日数が90日を超える住民税非課税世帯（区Ⅱ）に該当し、申請により認定を受けている方のみ記載できます。

■特定疾病区分

特定疾病療養受療証をお持ちの方で資格確認書に併記を希望する場合は、申請により記載できます。

資格確認書の表記は、次の表のとおりです。

特定疾病区分	認定した疾病名
区分A	人工腎臓を実施している慢性腎不全（腹膜灌流のみを実施し人工腎臓を実施していない慢性腎不全を含む）
区分B	血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害または先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病）
区分C	抗ウイルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（HIV感染を含み、厚生労働省大臣の定める者に係るものに限る）

要配慮者への資格確認書の交付について

暫定運用終了後、マイナ保険証をお持ちの方については、原則資格確認書を発行することができません。

ただし、一度『要配慮者でありマイナ保険証を利用できないことを理由とした交付申請』をした場合は、その後の更新時には、申請なく資格確認書を発行します（毎年申請いただく必要がなくなります）。

※要配慮者とは、介助者などの第三者が被保険者本人に同行して本人の資格確認を補助する必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難な高齢者や障がい者の方などを指します。

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険料のお知らせ・保険証及び資格確認書の一斉更新～

問い合わせ 年金・長寿医療グループ (☎⁰⁵2137)

令和7年度の保険料額は7月にお知らせします

●保険料の計算方法

均等割 【1人当たり保険料】 52,953円	+	所得割 【本人の所得に応じた額】 (令和6年中の所得－最大43万円) × 11.79%	=	1年間の保険料 限度額80万円 ※100円未満切り捨て。
--	---	--	---	---

※年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

※『所得』は、前年の収入から必要経費（公的年金控除や給与所得控除額など）を差し引いたものです。

※前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

●保険料の軽減

(1) 均等割の軽減（年額）

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

※被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

※昭和35年1月1日以前に生まれた方の公的年金などの所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主および世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
43万円 + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下の世帯	7割
43万円 + (30万5千円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下の世帯	5割
43万円 + (56万円 × 世帯の被保険者数) + 10万円 × (給与所得者などの数 - 1) 以下の世帯	2割

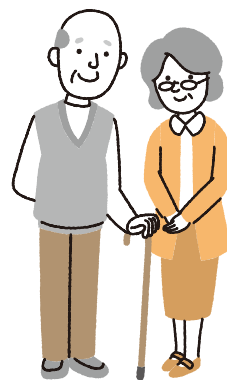
※『給与所得者など』は、次のいずれかに該当する方です。

- ・給与などの収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

(2) 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります（52,953円から26,476円）。

※被用者保険とは、全国健康保険協会など、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険などは含まれません。



●保険料の減免

災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し保険料の支払いが困難な方は、保険料の減免が受けられる場合があります。

●保険料の支払い方法

保険料の納付は原則、年金天引きです。申し出により口座振替に変更することができます。

次の(1)～(3)のいずれかに該当する方は年金天引きの対象になりません。納付書または口座振替で納めてください。

- (1) 介護保険料が年金天引きされていない方（年金額が年額18万円未満の方）
- (2) 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金受給額の半分以上を超える方
- (3) 新たに後期高齢者医療制度に加入した方の半年の期間

- 口座振替について、国民健康保険税から自動継続はされません。再度、年金・長寿医療グループへ申請してください。
- 社会保険料控除は、年金天引きの方は本人、口座振替の方は口座名義人に適用されます。